

平成29年第3回

中津川市議会（定例会）議案

平成29年6月5日

平成29年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 1 号	繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 1
報第 2 号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 6
議第58号	中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例の一部改正につ いて・・・・・・・・・・ 8
議第59号	中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条 例の制定について・・・・・・・・・・ 10
議第60号	中津川市消防団条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 20
議第61号	中津川市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準 ずる者とするにつき同意を求めることについて・・・・・・・・ 22
議第62号	工事の委託に関する協定の締結について・・・・・・・・・・ 23
議第63号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・ 24
議第64号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・ 26
議第65号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・ 28
議第66号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・ 30

報第 1 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成 29 年 6 月 5 日提出

中津川市長 青 山 節 児

平成28年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円	円
02 総務費	01 総務管理費	生活安全対策事業	20,000,000	20,000,000	0	0	0	0	20,000,000
02 総務費	03 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	6,230,000	6,230,000	0	6,230,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	社会福祉総務事業	72,081,000	72,081,000	0	35,980,000	0	28,420,000	7,681,000
03 民生費	01 社会福祉費	経済対策臨時福祉給付金給付事業	228,001,000	209,931,000	0	209,931,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	高齢者福祉施設等運営事業	11,220,000	8,165,000	0	0	0	0	8,165,000
03 民生費	01 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業	4,640,000	4,640,000	0	0	0	0	4,640,000
04 衛生費	02 清掃費	新衛生センター建設事業	5,249,000	5,184,000	0	0	3,900,000	0	1,284,000
06 農林費	01 農業費	畜産振興対策事業	358,028,000	354,750,000	0	354,750,000	0	0	0
06 農林費	03 林業費	市有林整備事業	132,225,000	132,225,000	0	86,012,000	0	46,213,000	0
07 商工費	01 商工費	中心市街地活性化推進事業	8,100,000	8,100,000	0	0	0	0	8,100,000
08 土木費	01 土木管理費	国土調査事業	35,730,000	35,730,000	0	26,573,000	0	0	9,157,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路維持補修事業	46,000,000	40,700,000	0	0	0	0	40,700,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	280,300,000	257,330,000	0	101,467,000	65,900,000	0	89,963,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	青木斧戸線道路整備事業	207,520,000	180,559,000	0	97,290,000	76,400,000	0	6,869,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	26,034,000	26,034,000	0	14,043,000	800,000	0	11,191,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	交通安全施設設置事業	6,800,000	6,300,000	0	3,410,000	2,600,000	0	290,000
08 土木費	03 河川費	急傾斜地崩壊防止事業	13,000,000	13,000,000	0	0	0	0	13,000,000
08 土木費	03 河川費	河川改修事業	28,800,000	28,800,000	0	0	0	0	28,800,000
08 土木費	04 都市計画費	リニア中央新幹線関連拠点整備事業	44,961,000	42,567,000	0	21,550,000	0	0	21,017,000
08 土木費	04 都市計画費	公園等維持管理事業	24,000,000	24,000,000	0	0	0	0	24,000,000
08 土木費	04 都市計画費	下水道事業会計繰出金事業	17,921,000	17,921,000	0	0	10,600,000	0	7,321,000
10 教育費	02 小学校費	小学校施設営繕事業	16,940,000	16,940,000	0	0	0	0	16,940,000
10 教育費	03 中学校費	中学校施設営繕事業	16,967,000	13,040,000	0	0	0	0	13,040,000
10 教育費	03 中学校費	中学校大規模改造事業	6,108,000	5,908,000	0	1,960,000	3,900,000	0	48,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	05 幼稚園費	幼稚園施設営繕事業	4,183,000	4,183,000	0	0	0	0	4,183,000
10 教育費	06 社会教育費	公民館を拠点とした地域づくり事業	80,000,000	80,000,000	0	32,000,000	30,400,000	0	17,600,000
10 教育費	07 保健体育費	学校給食管理運営事業	10,000,000	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000
11 災害復旧費	01 鉱害復旧費	亜炭鉱害対策事業	62,846,000	62,846,000	0	0	0	62,846,000	0
11 災害復旧費	02 農林施設災害 復旧費	林業施設災害復旧事業	4,837,000	2,937,000	0	1,908,000	0	0	1,029,000
計			1,778,721,000	1,690,101,000	0	993,104,000	194,500,000	137,479,000	365,018,000

平成28年度中津川市繰越明許費繰越計算書(下水道事業会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
01 下水道事業費	01 下水道事業費	下水道整備事業(中津川処理区)	25,042,000	25,042,000	0	5,211,000	16,500,000	3,331,000	0
01 下水道事業費	01 下水道事業費	下水道整備事業(坂本処理区)	40,380,000	40,380,000	0	15,190,000	10,600,000	14,590,000	0
計			65,422,000	65,422,000	0	20,401,000	27,100,000	17,921,000	0

報第2号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

平成 2 8 年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
						企業債	工事負担金	繰 越 工事資金	過年度損益勘 定留保資金			
01 資本的支出	01 建設改良費	恵下第 2 配水池 増設改良事業	円 26, 568, 000	円 0	円 26, 568, 000	円 0	円 0	円 0	円 26, 568, 000	円 0	円 0	本体工事の工期 延長に伴い、外 溝工事の発注に 不測の日数を要 したため
		水道施設耐震化 事業	119, 247, 000	0	119, 247, 000	78, 700, 000	0	11, 400, 000	29, 147, 000	0	0	特注品の納期に 不測の日数を要 したため
		上水道施設改良 事業	56, 020, 000	0	56, 020, 000	0	11, 611, 000	8, 212, 000	36, 197, 000	0	0	下水道工事等の 繰越によるため
計			201, 835, 000	0	201, 835, 000	78, 700, 000	11, 611, 000	19, 612, 000	91, 912, 000	0	0	

議第58号

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市馬籠文化交流施設の管理を指定管理者が行えるようにするため、この条例を定めようとする。

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市馬籠文化交流施設の設置等に関する条例（平成21年中津川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条を第13条とし、第9条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第12条 第4条から第6条までの規定は、第3条の規定により指定管理者に交流施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、第4条、第5条及び第6条第1項の規定中「市長」とあり、並びに第6条第2項中「市」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第8条中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条を第10条とし、第7条を第8条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第9条 第3条の規定により交流施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 交流施設の維持管理に関する業務
- （2） 交流施設の使用許可に関する業務
- （3） 交流施設の利用料金の徴収に関する業務
- （4） 前3号に掲げるもののほか、交流施設の管理運営上必要と認める業務

第6条を第7条とし、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 交流施設の管理を別に定めるところにより、市が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第59号

中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条例の制定について
中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

土地区画整理法に基づき、リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業の施行規程を定めるため、この条例を定めようとする。

中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 費用の負担（第6条）
- 第3章 保留地の処分方法（第7条・第8条）
- 第4章 土地区画整理審議会（第9条—第16条）
- 第5章 地積の決定の方法（第17条—第21条）
- 第6章 評価（第22条—第24条）
- 第7章 清算（第25条—第30条）
- 第8章 雑則（第31条—第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により中津川市（以下「施行者」という。）が施行するリニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業（以下「事業」という。）に関する法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項は、この条例の定めるところによる。

（事業の名称）

第2条 事業の名称は、中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第3条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

- （1） 中津川市千旦林字坂本及び字福田の各一部
- （2） 中津川市茄子川字東通及び字中通の各一部

（事業の範囲）

第4条 事業の範囲は、法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業とする。

（事務所の所在地）

第5条 事業の事務所は、中津川市千旦林1197番地の10中津川市リニア推進坂本事務所内に置く。

第2章 費用の負担

(費用の負担)

第6条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、施行者が負担する。

- (1) 法第96条第2項の規定により定める保留地の処分金
- (2) 法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金
- (3) 法第121条の規定による国庫補助金
- (4) その他補助金、交付金等

第3章 保留地の処分方法

(処分方法)

第7条 保留地は、次に掲げる方法により売り払い、処分する。

- (1) 一般競争入札
- (2) 指名競争入札
- (3) 抽選
- (4) 随意契約

(処分価格)

第8条 保留地の処分価格は、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境、近傍類地の取引価格等を総合的に考慮し、法第65条第1項の規定により選任された評価員の意見を聞いて定めた予定価格を下らない価格とする。

第4章 土地区画整理審議会

(審議会の設置)

第9条 事業を施行するため、法第56条第1項の規定により中津川都市計画事業リニア岐阜駅周辺土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第10条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第1項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）がそれぞれのうちから各別に選挙する委員の定数は、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第22条第4項の規定により市長が別に定め、公告する。

3 第1項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者のうちから選任する委員の数は、2人とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期は、5年とする。ただし、予備委員及び補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(立候補制)

第12条 法第58条第1項の規定により選挙すべき委員は、次項に定める候補者のうちから選挙する。

- 2 令第22条第3項の規定により確定した選挙人名簿に記載された者（以下「選挙人」という。）は、同条第1項の公告があった日から10日以内に、立候補届を市長に提出して候補者になり、又は他の選挙人の承諾を得て立候補推薦届を市長に提出してその選挙人を候補者とすることができる。

(予備委員)

第13条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

- 2 予備委員の数は、宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の数（委員の数が奇数のときは、その数から1を減じた数）のそれぞれ半数とする。ただし、選挙すべき委員の数が1人の場合は、1人とする。
- 3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の有効投票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。
- 4 法第59条第5項の規定により予備委員をもって委員を補充する場合は、前項の規定により予備委員を定めた順位に従って、順次補充する。
- 5 市長は、予備委員をもって委員を補充した場合は、補充により委員になった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）を公告するとともに、委員となった者にその旨を通知しなければならない。
- 6 補充により委員となった者は、前項の規定による公告のあった日から委員としての資格を取得する。

(当選人又は予備委員となるために必要な得票数)

第14条 当選人又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙における宅地所有者及び借地権者それぞれの有効得票の総数をそれぞれ選挙すべき委員の数で除して得た数の4分の1以上とする。

(委員の補欠選挙)

第15条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の3分の1を超えた場合において、補充すべき予備委員がいなきは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

(学識経験委員の補充)

第16条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任する。

第5章 地積の決定の方法

(基準地積)

第17条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積(以下「基準地積」という。)は、次条及び第19条に定める場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)現在におけるその登記されている地積(以下「登記地積」という。)とし、施行日現在において登記されていない宅地については、施行者が実測した地積とする。

(基準地積の更正等)

第18条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利(処分の制限を含む。以下この条及び第21条において同じ。)を有する者は、その登記地積が事実と相違すると認めるときは、施行日から90日以内に、施行者に基準地積の更正を申請することができる。

2 前項の規定により基準地積の更正を申請しようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、施行者に提出しなければならない。この場合において、その者の所有する宅地が2筆以上にわたり連続しているときは、その全部について申請しなければならない。

(1) 宅地の境界について隣接する宅地の所有者の同意があることを証する書面

(2) 宅地の実測図(原則として縮尺250分の1とし、周囲の辺長及び求積に必要な事項を記載したもの)

(3) 隣接する宅地の地積及び所有者の氏名を記入した見取図

(4) 隣接する宅地との境界標識の種別、境界点の位置及び境界点間の距離を記入した境界表示図

3 施行者は、第1項の規定による申請があった場合は、申請人の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を実測等により確認しなければならない。この場合において、宅地の地積の実測に必要なときは、その宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めること

ができる。

- 4 施行者は、前項の規定により確認した地積が前条の基準地積と相違する場合は、基準地積を更正しなければならない。

(施行者実測)

第19条 施行者は、登記地積が事実著しく相違すると認めるとき等において、その宅地所有者及びその宅地に隣接する宅地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測して、基準地積とすることができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該地積を施行者が実測した地積とみなして基準地積とすることができる。

(1) 施行日において表示登記がされていない国又は地方公共団体の所有する宅地については、財産台帳に記載された地積又は公図から求積した地積

(2) 施行日後に登記地積が更正された宅地については、その更正された登記地積

(3) 施行日後に裁判上の判決、調停、和解等により地積が確定した宅地については、その確定した地積

(4) 国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号に定める地籍調査（同法第19条第5項の指定を受けたものを含む。）が実施された地域においては、その成果に基づいて登記された地積

(5) 登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、その実測地積
(施行日後の分割)

第20条 施行日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記地積に按分して得た地積とする。ただし、分割後の一部の宅地が実測地積である場合は、その実測地積をもって当該宅地の基準地積とし、分割前の基準地積からその実測地積を差し引いた地積を他の宅地の基準地積とする。

(基準権利地積)

第21条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の目的である宅地又はその部分の地積（以下「基準権利地積」という。）は、基準地積又は登記のないものについては、法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、申告地積の合計がその宅地の基準地積に符合しないとき

は、施行者が基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積を基準権利地積とする。

第6章 評価

(評価員の定数)

第22条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(宅地の評価)

第23条 従前の宅地及び換地の価額は、施行者が、その位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第24条 所有権以外の権利（地役権、先取特権、質権及び抵当権を除く。以下同じ。）の存する従前の宅地及び換地についての所有権又は所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価額割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価額割合は、施行者が、前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第7章 清算

(清算金の算定)

第25条 換地を定めた場合において徴収し、又は交付すべき清算金額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地の価額（従前の宅地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）に乘じて得た額（以下「従前の権利価額」という。）と当該換地の価額（換地について所有権以外の権利が存する場合には、所有権又は所有権以外の権利の価額）との差額とする。

2 換地を定めないで金銭で清算する場合又は所有権以外の権利を消滅させて金銭で清算する場合における交付すべき清算金額は、従前の権利価額とする。

(清算金の相殺)

第26条 清算金を徴収されるべき者に対して交付すべき清算金があるときは、その者から徴収すべき清算金とその者に交付すべき清算金とを相殺するものとする。

(清算金等の徴収又は交付の通知)

第27条 施行者は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、その期限の30日前までに、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第28条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額（第26条の規定により相殺した場合においては、その相殺した後の残額。以下この条において同じ。）が5万円以上のものは、次に掲げるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額	分割徴収し、又は分割交付する期限	分割の回数
5万円以上20万円未満	1年以内	2
20万円以上40万円未満	2年以内	3
40万円以上70万円未満	3年以内	4
70万円以上100万円未満	4年以内	5
100万円以上	5年以内	6

- 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合は年6パーセント以内で市長が定める率、分割交付する場合は年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。
- 3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算して1年を経過した日とする。
- 4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割の回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の納付額又は交付額は、元金と利子を合算し、毎回均等とした額とする。
- 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、施行者は、毎回の徴収金額又は交付金額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付すべき者又は交付を受ける者に通知する。
- 6 清算金を分割して納付すべき者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 7 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、施行者が必要と認めたときは、交付期限前においても清算金の全部又は一部を交付することができる。

8 施行者は、清算金を分割して納付すべき者が納付すべき金額を納付期限までに納付しないときは、未納の清算金の全部又は一部につき、納付期限を繰り上げて徴収することができる。

9 清算金を分割して納付すべき者又は交付を受けるべき者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を施行者に届け出なければならない。

（督促手数料及び延滞金）

第29条 施行者は、前2条の規定により徴収する清算金を滞納した者に督促状を発した場合においては、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年10.75パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞金及び督促状1通につき郵便法（昭和22年法律第165号）第67条第2項第3号に規定する定形郵便物の料金の額に相当する額の督促手数料を徴収する。

2 前項の延滞金の額が100円未満である場合においては、これを徴収しない。

（仮清算への準用）

第30条 第25条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合に準用する。

第8章 雑則

（所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止）

第31条 施行者は、法第88条第2項の規定による換地計画の縦覧開始の公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。

2 施行者は、令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告がある日までの間は、法第85条第4項の規定により、借地権についての同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は、受理しない。

（建築物許可申請の経由）

第32条 法第76条第1項の規定により、市長の許可を得るために提出する書類は、施行者を經由しなければならない。

（宅地又は建築物等に関する権利の変動の届出）

第33条 事業の施行地区内の宅地又は建築物等に関する権利について異動を生じたときは、

当事者双方が連署して、遅滞なくその旨を施行者に届け出なければならない。この場合において、連署を得ることができないときは、その事由を記載した書面及びその異動を証する書類をもって連署に代えることができる。

(住所等変更の届出)

第34条 事業の施行地区内の宅地又は建築物等について権利を有する者が、氏名又は住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、遅滞なく書面をもってその旨を施行者に届け出なければならない。

(換地処分の特例)

第35条 施行者は、必要があると認めるときは、換地計画に係る区域の全部について事業の工事が完了する以前においても法第103条第2項ただし書の規定により換地処分をすることができる。

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、中津川都市計画事業リニア岐阜県駅周辺土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

議第60号

中津川市消防団条例の一部改正について

中津川市消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

消防団員に支給する手当の額をより明確にするため、この条例を定めようとする。

中津川市消防団条例の一部を改正する条例

中津川市消防団条例（昭和２８年中津川市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１７条関係）

区分	単位	金額	備考
団長	年額	１２０，０００円	従事する期間が１年に満たない場合は、従事する期間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額とする。
副団長	年額	６５，０００円	
分団長	年額	４０，０００円	
副分団長	年額	３５，０００円	
部長	年額	２８，０００円	
班長	年額	２４，０００円	
団員	年額	２０，０００円	
機能別団員	年額	５，０００円	
出動・訓練・警戒	１回	１，１００円	現場等において業務に従事した者に支給する。 １日を１回の単位とし、従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額とする。
臨時			支給の額、方法等は、市長が別に定める。

備考 機能別団員には、出動・訓練・警戒の手当を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第61号

中津川市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者として
につき同意を求めることについて

農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定により、中津川市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とした
 いので、議会の同意を求める。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青 山 節 児

議第 6 2 号

工事の委託に関する協定の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年中津川市条例第 3 号）第 2 条の規定により、次のとおり工事の委託に関する協定を締結したいので、議会の議決を求める。

平成 2 9 年 6 月 5 日提出

中津川市長 青 山 節 児

- | | |
|----------|--|
| 1 協定の目的 | 中津川市公共下水道中津川市浄化管理センター建設工事 |
| 2 協定の方法 | 随意契約 |
| 3 協定金額 | 2 7 5, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 協定の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博 |

議第63号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

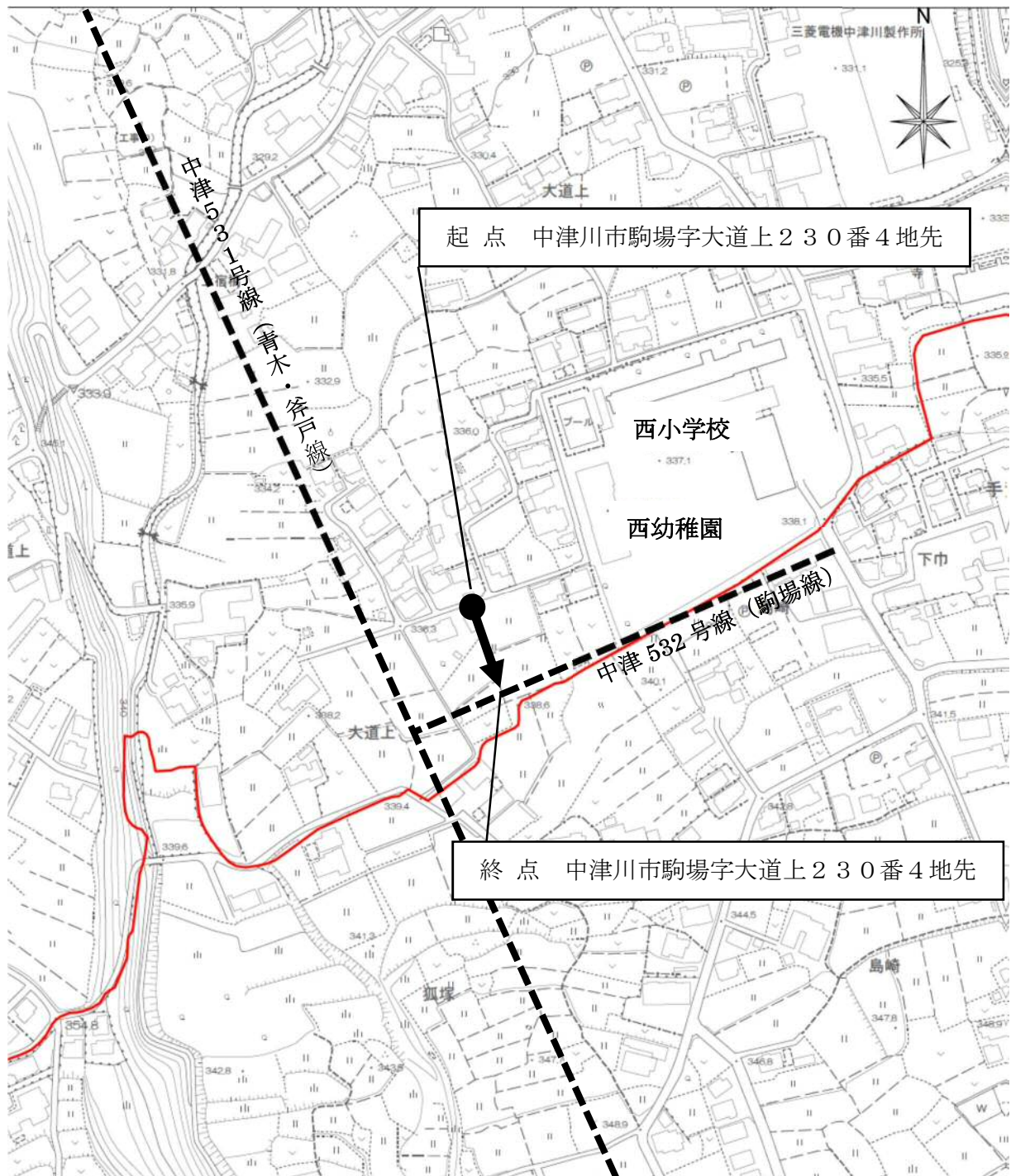
路線番号	路線名	起 点
		終 点
1535	中津535号線	中津川市駒場字大道上230番4地先
		中津川市駒場字大道上230番4地先

位置図

縮尺

1/2500

(資料)



路線番号	路線名	道路延長(m)	道路幅員 (m)	凡例
1535	中津 535 号線	30.00m	6.40m～10.00m	●→

議第64号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

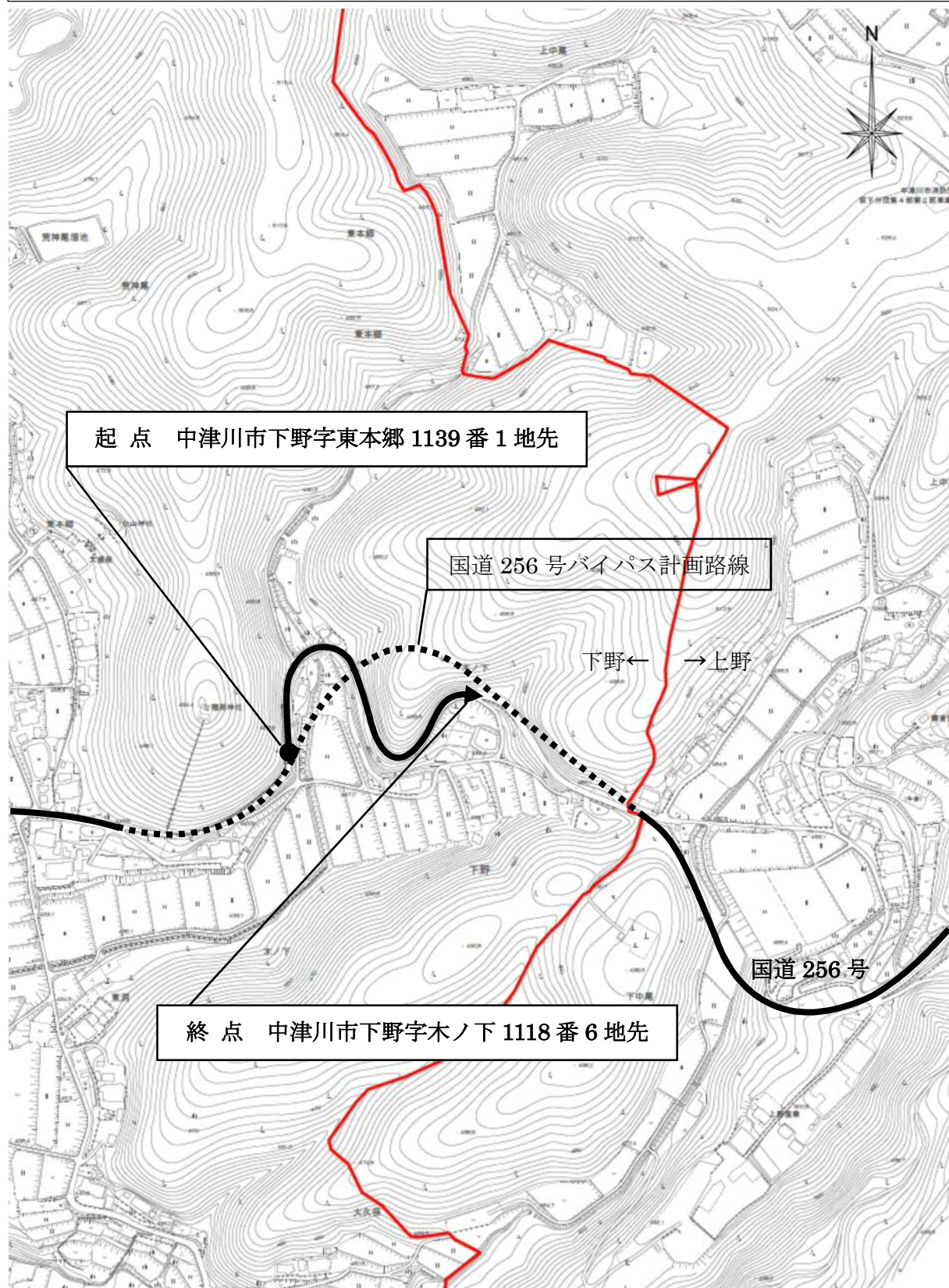
路線番号	路線名	起 点
		終 点
12380	福岡380号線	中津川市下野字東本郷1139番1地先
		中津川市下野字木ノ下1118番6地先

位置図

縮尺

1/5000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長(m)	道路幅員 (m)	凡例
12380	福岡 380 号線	361.00m	6.00m~32.50m	● →

議第65号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

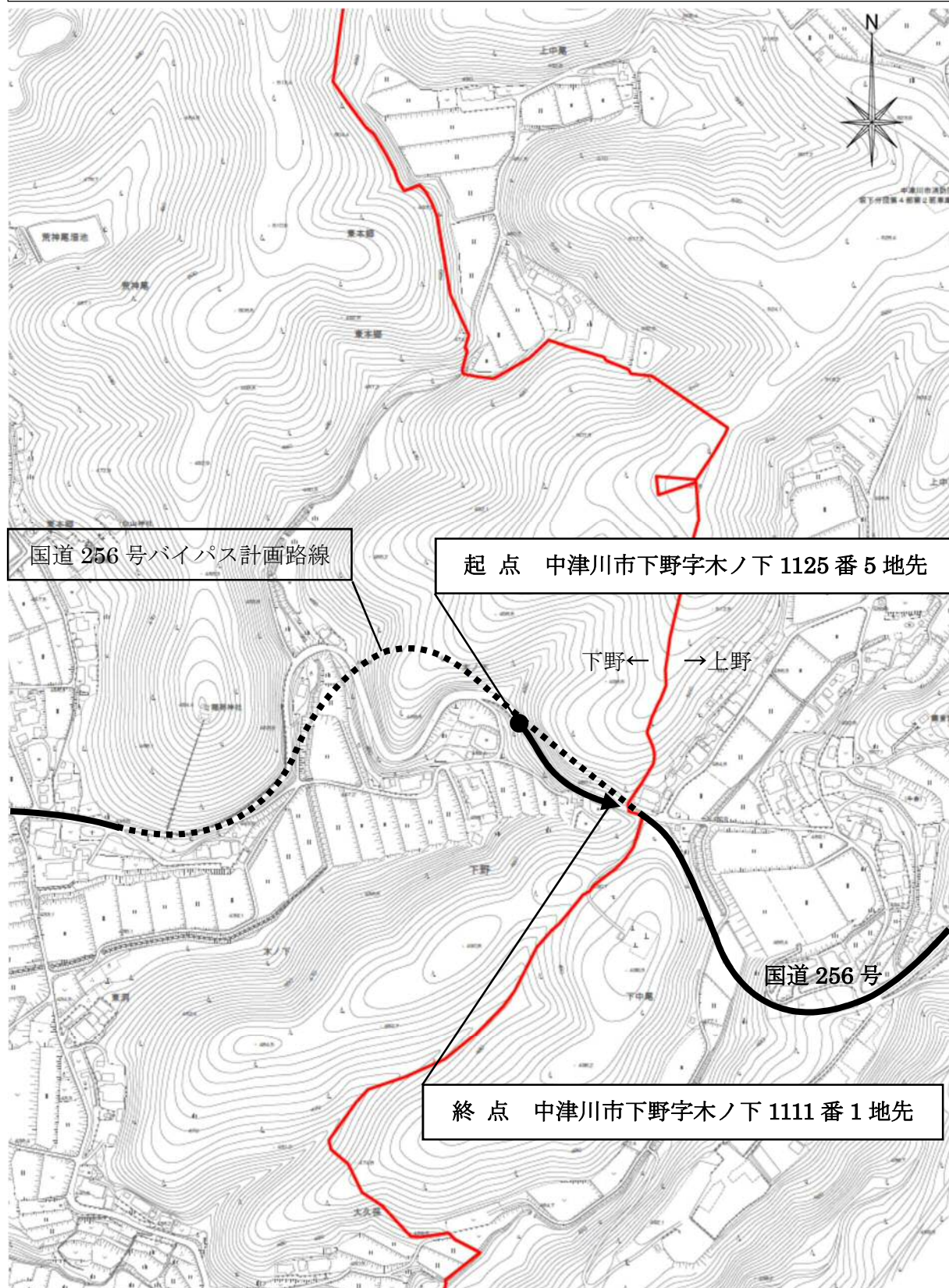
路線番号	路線名	起 点
		終 点
12381	福岡381号線	中津川市下野字木ノ下1125番5地先
		中津川市下野字木ノ下1111番1地先

位置図

縮尺

1/5000

(資料)



路線番号	路線名	道路延長(m)	道路幅員 (m)	凡例
12381	福岡 381 号線	120.00m	7.00m~18.00m	● →

議第66号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成29年6月5日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	明治座 中津川市加子母4793番地2
指定管理者	中津川市加子母3519番地2 特定非営利活動法人 かしもむら
指定期間	平成29年9月1日から平成32年3月31日まで